

入札参加者の遵守事項

(令和7年1月31日市長決裁)

深谷市発注工事の入札及び工事の施工等並びに深谷市発注委託の入札及び委託の執行等に当たっては、下記の事項を遵守すること。

また、これらに従事する者の雇用の安定と就労の促進を図り、本市が支払う対価が受注した工事等の関係者に公正に配分されるよう努めること。

記

1 関係法令等の遵守について

- (1) 入札参加者は、関係法令を遵守するとともに深谷市契約規則、深谷市建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱、深谷市建設工事請負契約約款、深谷市土木設計業務等委託契約約款、深谷市委託契約約款、図面、仕様書（現場説明書等含む）、深谷市競争入札参加者心得及び公告又は指名通知書の記載事項並びに現場を熟知の上、入札すること。

また、電子入札（インターネットを利用して入札を行うものをいう。）については、前記のほか深谷市公共工事等電子入札運用基準を熟知の上、入札すること。

- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 建設産業における所定労働時間については、労働基準法に基づき、すべての事業場で週40時間制に全面的に移行しており、工事の施工に当たっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間40時間制への円滑な移行に努めなければならない。
- (4) 本市発注の工事又は委託は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）又は国土交通省が公共工事の設計業務委託等の積算に用いるための技術者単価に基づく埼玉県単価表等により積算している。この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。

※詳しくは埼玉県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/dobokukoujisekkeitankahyou.html>

2 社会保険への加入及び法定福利費の適切な支払いの徹底について

社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金）への加入及び法定福利費の適切な支払いを徹底すること。また、建設工事の元請業者は、下請業者に対して、平成28年7月28日付け国土交通省発出の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき、指導等を行うこと。

3 下請負人について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、「建設産業における生産システム合理化指針等について」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）を遵守し、下請負人の適正な選定、下請負代金支払い等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い元請・下請関係の合理化に努めること。
- (2) 工事を下請負人に発注しようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めること。
- (3) 建設業法の規定（第19条）では、書面契約を「契約の当事者」に対して義務づけていることから、下請負人との契約についても下請契約書等の書面をもって締結すること。また、法の目的は、金額・工期等を事前に決め、書面に残すことで、後日の紛争を回避するなど、下請契約が当事者間で、より適切に履行できるようにするためであり、締結にあたっては、下請代金の設定等について元請と下請が「対等な立場」で協議し、決定した上で契約を行うこと。
- (4) 下請契約の締結後、発注者から求めがある場合は、下請負人通知書（別途規定の様式による。）を提出すること。
- (5) 下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねないことから、工事の適正な施工と下請負人の利益保護を目的とした下請代金についての建設業法の規定（第24条の3）を遵守し、下請代金の支払いについて適正に行うこと。

4 施工体制台帳の作成及び提出について

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請契約を締結し工事を施工するときは、工事担当課に建設業法第24条の7第1項に基づく施工体制台帳の写しを提出しなければならない。併せて、施工体制台帳を工事現場に備え置くほか、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること。なお、下請負人に関する事項は、二次下請以降についてもすべて記載するものとする。

5 建設資材納入業者との契約について

- (1) 建設資材納入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (2) 建設資材の購入にあたっては、できる限り市内業者(市内に当該業者がないときは、県内)を選定するよう努めること。

6 労働災害の防止等について

- (1) 建設労働者の確保並びにこれら労働者の健康の保持、適正な労働賃金の支払い等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、仕様書等に定めるところにより特段の注意を払うものとする。
- (2) 万一、建設現場で労働災害が発生した場合は、速やかに発注者へ口頭で報告するとともに、後日、その概要を事故報告書にまとめ、発注者へ提出すること。

7 ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (1) 土砂等の運搬にあたり、ダンプカー等大型車両を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的にかんがみ、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するなどの配慮をすること。
- (2) 工事の施工にあたって工事用資材等の運搬については、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材を購入しないなどの必要な措置をとるよう努めること。

8 建設業退職金共済組合への加入等について

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 1件あたりの請負代金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼り付けした建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後1か月以内に工事担当課に提出しなければならない。
- (3) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出した受注者は、請け負った工事が完成したときは、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請負人が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書により工事担当課に提出しなければならない。

- (4) 工事の一部を下請に付する場合は、下請負人に対して、この制度を説明するとともに、共済証紙を現物貼り付け又は掛け金相当額を下請代金中に算入、その他の方法により本制度の促進に努めること。下請負人の規模が小さく、この制度への対応が不十分な場合は、元請業者において、できる限り下請負人の事務の受託に努めること。
- (5) 工事請負契約を締結した業者は、建設業退職金共済支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図るものとする。

9 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事現場で使用し又は使用させる車両（資材・機材等の搬出入車両を含む。）のうち、ディーゼル自動車（貨物・バス・特殊）においては、埼玉県の子状物質排出基準を満たさない車両を運行しないこと。

10 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し又は使用させる車両（資材・機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、地方税法及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等を使用しないこと。

11 技術者の適正な配置について

【現場代理人】

- (1) 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として工事現場に常駐し、その運営、取締りなど工事の施工に関する一切の事項（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領等を除く。）を処理するものとする。
- (2) 前項でいう「常駐」とは、当該工事のみを担当していることではなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するため、原則として現場代理人は他の工事と兼務することはできない。ただし、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」で定める条件を満たす工事については、2件まで兼務することができるものとする。

【主任技術者等】

- (1) 1件の請負代金の額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。ただし、「深谷市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」で定める条件を満たす工事については、2件

まで兼務することができるものとする。

- (2) 元請負人が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を配置しなければならない。

なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければならない。

- (3) 受注者は、主任技術者又は監理技術者の選任の際には、その者が当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ原則として3か月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。

なお、3か月以上の恒常的な雇用関係とは、一般競争入札の場合は、入札参加申込みのあった日から3か月前、指名競争入札の場合は、入札日から3か月前、随意契約の場合は、契約日から3か月前に雇用していることを要する。

1.2 コリンズへの登録について

受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時の各時点における請負代金額が500万円以上の工事については、共通仕様書等に定めるところにより、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、工事実績情報システム（コリンズ）に登録すること。

なお、コリンズへの登録の手続きは、受注時においては契約後10日以内に、登録内容の変更時においては変更があった日から10日以内に、完成時においては完成後10日以内（いずれも土曜日及び日曜日、祝日等を除く）に行わなければならない。ただし、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1.3 建設リサイクル法について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象工事については、同法第13条の規定に基づく書面等を監督員の確認を受けた上で契約書に綴じ込むこと。

1.4 暴力団からの不当要求及び妨害の排除

契約の履行に当たり、深谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱に規定する暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は妨害を受けた場合は、その旨を

直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

また、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び妨害の排除対策を講じること。

〔沿革〕 平成25年3月13日制定

〔沿革〕 平成27年3月20日改正

〔沿革〕 平成28年5月30日改正

〔沿革〕 平成29年3月28日改正

〔沿革〕 令和2年3月24日改正

〔沿革〕 令和4年4月1日改正

〔沿革〕 令和4年12月22日改正

〔沿革〕 令和5年8月25日改正

〔沿革〕 令和7年2月1日改正